

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会について

1 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、これらの制度をより発展させていくため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関

2 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の所掌事項

- (1) 情報公開条例第24条第2項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第24条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

- (2) 個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。

(運営審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)第1条に規定する久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- (3) 市議会個人情報保護条例第51条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。

(審議会への諮問)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)第1条に規定する久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。)から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。

3 組織

- (1) 審議会は、委員10人以内で組織する。
- (2) 委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

※久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例【参考資料1】

※久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則【参考資料2】